

瀬戸内市 通学路交通安全プログラム
(未就学児の交通安全対策計画)

～「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経
路」の安全確保に関する取組の方針～

令和7年3月

瀬戸内市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成27年2月に「瀬戸内市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

令和元年度には他県において集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生したことから、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を合同点検に併せて実施しました。今後とも「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」

(以下、両者を併せて「子供の移動経路」という。)の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を見直し、令和3年1月に「瀬戸内市通学路交通安全プログラム」(未就学児の交通安全対策計画)に改訂しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して子供の移動経路の安全確保を図ることとします。

2. 通学路等安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「瀬戸内市通学路等安全推進会議」を設置しました。

<国>

国土交通省岡山国道事務所

<岡山県>

岡山県備前県民局建設部

<警察>

瀬戸内警察署

<市>

瀬戸内市教育委員会

瀬戸内市産業建設部

瀬戸内市総務部

瀬戸内市こども・健康部

<学校園>

瀬戸内市立幼稚園 (PTAを含む)

瀬戸内市立小学校 (PTAを含む)

瀬戸内市立中学校 (PTAを含む)

瀬戸内市内保育園・こども園 (私立を含む)

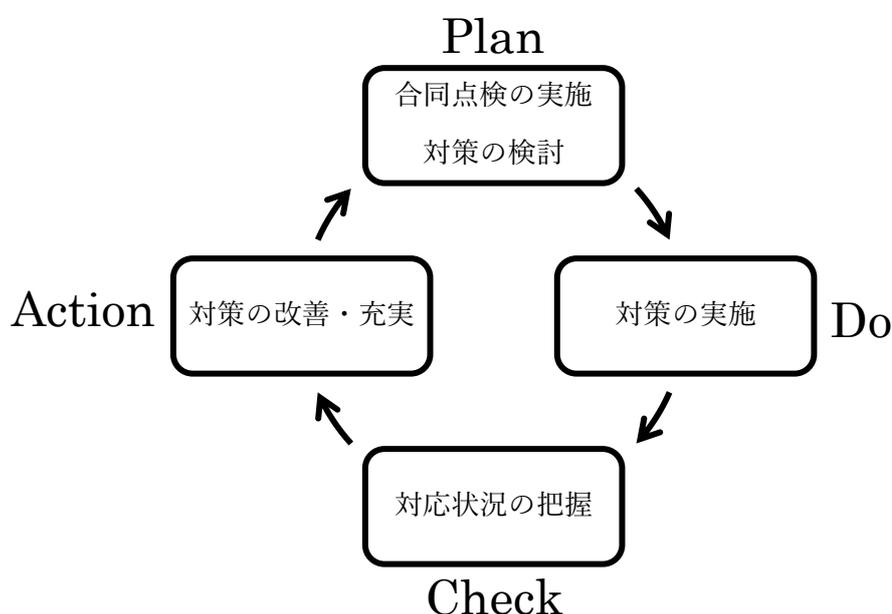
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子供の移動経路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策の進捗状況及び今後の対策実施予定や対策実施後の効果把握等も行い、対策の改善・充実を図ります。

また、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、子供の移動経路の安全性の向上を図ります。

[子供の移動経路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の体制

- ・市内保育園、こども園、幼稚園（以下「園」という。）、小学校、中学校（以下、「学校」という。）ごとに、園、学校、道路管理者、警察、PTA等が参加する合同点検を行います。

○合同点検の実施時期等

- ・1年に1回、9月頃に合同点検を実施します。
- ・効率的、効果的に実施するため、関係機関で対策案や優先順位などについて協議します。

(3) 対策の検討

- ・歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制、交通安全教育といったソフト対策など、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、その内容

に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対応状況の把握

- ・対策実施状況について、関係機関へ定期的に確認し、情報共有を行います。
- ・対策効果について、学校園等に適宜ヒアリングを実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 危険箇所一覧表の公表

- ・学校園ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、合同点検箇所の対策一覧表を作成し、公表します。

【別添資料】

別添 瀬戸内市通学路危険箇所一覧